

里親・ふるさと里親制度に係る傷害保険契約仕様書

1 里親・ふるさと里親・里親等委託児童の傷害保険

(1) 目的

里親・ふるさと里親及び委託児童が急激かつ偶然な外来の事故によって負ったケガを補償するもの。(日常生活を含み 24 時間補償)

(2) 保険内容：傷害保険

(3) 被保険者：児童が委託されている里親・ふるさと里親及び里親等委託児童

(4) 保険期間：令和 8 年 4 月 1 日 0 時～令和 9 年 3 月 31 日 24 時

(5) 保険金額：死亡・後遺障害保険金額 1,180,000 円

入院保険金（日額） 3,000 円

手術保険金（入院時） 30,000 円

手術保険金（外来時） 15,000 円

通院保険金（日額） 1,000 円

(6) 各種特約・割増引：入院支払限度日数変更 180 日

死亡・後遺障害の補償範囲・死亡・後遺（1～3 級限定）

(7) 被保険者数：280 名

児童が措置されている里親と児童を受け入れ中のふるさと里親及びその児童が被保険者となる。

(8) その他：契約期間中に対象者の入れ替えがあっても手続きなく自動的に保障されること（準記名式）

2 個人情報保護

(1) 受注者は、委託業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

また、委託業務を行う上で川崎市個人情報保護条例に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の保護を図るために、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するための措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

- (2) 本事業の利用者への相談支援の記録を作成し適切に管理すること。なお、これらやその一部を事務所外へ持ち出すことは原則禁止とする。
- (3) 業務上において作成した個人情報を含むメモや、作成の誤りにより不要となった文書等についても、焼却又は溶解、復元不可能な程度に細断することなど、適正な処分を行わなければならない。
- (4) USB メモリ等の可搬媒体による個人情報の持ち出しは原則禁止とする。
- (5) 業務上知り得た秘密について、いかなる理由においても、公式であるか私的であるかに問わらず、許可なくソーシャルメディア等に掲載することを禁止とする。
- (6) 委託事業の担当から外れた場合や、委託事業者から退職をした場合においても、秘密情報を第三者に開示、漏えいしてはならない。
- (7) 市長は、受託者における個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求ができるものとする。